特許法条約の説明書

外

務

省

	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	二条約	5	4	3	2	1	一概説	
	期間に関する救済	特許の有効性及び取消し	通知	書類及び宛先	代理	出願	出願日	安全保障のための例外	この条約が適用される出	一般原則	略称	約の内容	他の国際約束との関係…	早期国会承認が求められ	条約の締結により我が日	条約締結の意義	条約の成立経緯	記:	
		L							□願及び特許					る理由	が国が負うこととなる義務:				
-	: : : : 五	五	五	三	: : : : :	三	··· =	···· Ξ	··· =	··· =	·····	··· =	··· ·· ·· · · · · · · · · · · · · · ·	··· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ··	: : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	: : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	: : -	: : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	ページ

_	=						
<b>参</b>		18	17	16	15	14	13
考) 七	条約の実施のための国内措置	最終条項	管理条項	特許協力条約の改正、修正及び変更の効果 六	パリ条約との関係	規則 六	優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復 五

#### 1 条約の成立経緯

- (1)高まり、 こととなった。かかる出願人等の負担を軽減し、 近年、 それに伴い、 経済のグローバル化を背景として、 出願人等が各国の独自の特許出願等に関する手続についてそれぞれに対応するための事務の負担が増大する 発明が適切な保護を受けるためには、 及び発明に適切な保護を与える観点から、 複数の国においてその特許を取得する必要性が 各国の特許出願等に関する手続を可能
- (2)な限り調和させることの重要性が高まった。 このような新たな状況に対応し、 各国の特許出願等に関する手続の国際的な調和及び簡素化を図るため、 平成七年(千九百九十
- (3)を目的として、 この条約は、このような議論を経て、 平成十二年(二千年)六月にジュネーブにおいて開催された外交会議において採択された。 各国の特許出願等に関する手続の利便性を向上させ、 出願人等の手続負担を軽減すること

五年)から世界知的所有権機関に設置された専門家会合及び特許法常設委員会において条約の策定に向けた議論が行われた。

#### 2 条約締結の意義

を締結することは、 この条約は、特許出願等に関する手続について締約国が求めることができる要件等について定めるものである。 特許の保護を国際的に促進するとの見地から有意義であると認められる。 我が国がこの条約

# 3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1)とする表示及び明細書であると外見上認められる部分) について後日要件が満たされた場合及び欠落していた明細書の一部等が後日提出された場合においても、 この条約が規定する三の要素 (出願を意図する旨の表示、 の提出があった場合には、 出願人を特定することができる表示又は出願人に連絡することを可能 出願日の設定を認めること。 出願日を認めること。 不備があった出
- (2)明細書については、 出願日の設定のために、 いかなる言語でも提出することができるものとし、 当該明細書に代わるものとし

先にされた出願の引用を認めること。

(3) 出願については、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約 ( 以 下 「特許協力条約」という。)に定める

\_

国際出願の形式又は内容に関する要件以外の要件を要求しないものとし、 出願書類に関する証拠、 署名についての真正の証 証明等の

- (4)特許出願等に関する手続の要件が満たされていない場合には、 特許庁は、 通知を行い、 所定の期間内に当該要件を満たす機会及
- (5) 出願日の設定のための出願等の手続においては、代理人の選任を要求しないこと。

び意見を述べる機会を与えること。

提出は、

合理的な疑義を有しない限り要求しないこと。

- (6) 所定の期間を徒過した手続に関する救済、 喪失した権利の回復、 優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復について定める
- 4 早期国会承認が求められる理由

で円滑に特許を取得し、 た、 国の手続をこの条約の締約国の手続と調和させることにより、 国は、この条約に従ってそれぞれの特許出願等に関する手続を国際的に調和させ、及び簡素化することにより出願人等の事務の負担 条約を早期に締結することが望ましい。 を軽減させており、それにより、 この条約は、 我が国がアジアを始めとする新興国に対しこの条約を締結するよう促すことにより、 平成十七年(二千五年)に発効し、平成二十七年(二千十五年)二月一日現在、三十六箇国が締結している。 及び適切に活用することができる環境を整備することも重要となっている。 自国民又は自国の企業の国際競争力を高めてきている。 我が国の国民又は企業の国際競争力を強化することが重要である。 我が国の国民又は企業がこのような新興国 我が国においても、 よって、 この条約に従って我が 我が国としては、この 各締約 ま

5 他の国際約束との関係

(1)

特許協力条約

(昭和五十三年 (千九百七十八年) 十月一日に我が国について効力発生)

れる。

この条約に基づいて設置される総会の決定により、 一年 (二千年) 六月一日) この条約は、 特許協力条約が規定する発明の保護のための国際出願に何ら影響を及ぼさない。 の翌日以後に行われた特許協力条約の改正、 この条約及びこの条約に基づく規則 修正又は変更であってこの条約の規定と両立するものは、 (以下「規則」という。) について適用さ なお、 この条約の採択日

(2)工業所有権の保護に関するパリ条約(以下「パリ条約」という。) (昭和五十年(千九百七十五年)十月一日に我が国について

効力発生)

締約国は、パリ条約の特許に関する規定を遵守することが義務付けられている。

一条約の内容

この条約は、本文二十七箇条から成り、その概要は、次のとおりである。

1 略称 (第一条)

この条約の適用上の用語(「出願」、「特許」等)について定義している。

2 一般原則(第二条)

約及び規則のいかなる規定も、 締約国は、この条約及び規則に定める要件よりも出願人及び権利者の立場からみてより有利な要件を定めることができる。この条 締約国が特許に関する実体的な関係法令に係る要件を定める自由を制限するものと解してはならな

V)

3 この条約が適用される出願及び特許(第三条)

た出願並びに締約国について効力を有するものとして与えられた特許及び追加特許について適用する。 この条約及び規則は、 特許協力条約による国際出願としてすることが認められた特許及び追加特許の出願、 それらの出願を分割し

4 安全保障のための例外(第四条)

この条約及び規則のいかなる規定も、 締約国が安全保障上の重大な利益を保護するために必要と認める措置をとる自由を制限する

ものではない。

5 出願日(第五条)

(1)書であると外見上認められる部分を当該締約国の官庁が受理した日を出願日とすることを定める。 る部分については、出願日の設定のために、 締約国は、 出願を意図する旨の表示、 出願人を特定することができる表示又は出願人に連絡することを可能とする表示及び明細 いかなる言語でも提出することができる。 明細書であると外見上認められ

兀

(2)

(3)件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。 欠落していた明細書の一部等が所定の期間内に官庁に提出された場合には、 出願日は、 当該官庁が当該明細書の一部等を受理し

た日又は出願日の設定のために当該官庁の締約国により適用される全ての要件が満たされた日のうちいずれか遅い日とする。

(4)自国の官庁が認める言語で出願の時に行われた先にされた出願の引用は、 前者の出願に係る出願日の設定のために、 当該出願の

6 (第六条

明細書等に代わるものとする。

(1)締約国は、 出願の形式又は内容について、 特許協力条約において国際出願に関して規定する形式又は内容に関する要件等と異な

締約国は、

特許協力条約に基づく国際出願の願書の内容に合

致する出願の内容が、当該締約国が定める願書様式によって提出されることを要求することができる。

る要件又はこれに追加する要件を満たすことを要求してはならない。

(2)締約国は、 優先権の申立て等に関する事項の真実性又は翻訳文の正確性について合理的な疑義を有する場合に限り、

する証拠を自国の官庁に提出するよう要求することができる これらに関

当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。

出願の形式又は内容等に関し締約国により適用される要件が満たされていない場合には、

当該締約国の官庁は、

出願人に通知

代理(第七条)

(3)

(1)締約国は、 自国の官庁に対する手続のために、 出願日の設定のために自ら出願をする場合等を除くほか、 出願人等が代理人を選

任するよう要求することができる。 また、 締約国は、 代理人の宛先として当該締約国が定める領域内の宛先を設けること等を要求

することができるが、 代理人の選任に関しこれらの要件以外の形式的な要件を満たすよう要求することができない。

(2)代理に関し締約国により適用される要件が満たされていない場合には、 当該締約国の官庁は、 出願人等に通知し、 当該要件を満

書類及び宛先 (第八条)

たす機会及び意見を述べる機会を与える。

8

規則においては、 書類の送付の形式及び手段に関して締約国が適用することができる要件を定める。

(1)

- (2)締約国 は 書類を自国の官庁が認める言語によるものとすることを要求することができる
- (3)締約国 は、 書類に関し署名を要求する場合には、 規則に定める要件を満たすいかなる署名も認める。
- (4)要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える 書類及び宛先に関し締約国により適用される要件が満たされていない場合には、 当該締約国の官庁は、 出願人等に通知し、 当該

#### 9 通知 (第九条)

く通知の送付を義務付けられない。 出願人等に連絡することを可能とする表示が締約国の官庁に提出されなかった場合には、 当該締約国は、 この条約及び規則に基づ

## 10 特許の有効性及び取消し (第十条)

なく、 は、 出願に関する形式的な要件を満たしていないことは、 取り消そうとすること等について、 その全部又は一部を取り消すこと等ができない。 合理的な期間内に意見を述べる機会並びに補正し、 特許の全部又は一 部の取消し等の根拠とすることができない。 及び訂正する機会を権利者に与えること 特許に関して

### 11 期間に関する救済(第十一条)

る。 を定めていないときは、 締 また、 約国は、 締約国は、 出願又は特許に係る自国の官庁に対する手続上の行為に関し当該官庁が設定する期間を延長する旨を定めることができ 出願人等が当該期間を遵守せずに当該期間の満了後にその旨の申請を提出する場合において、 出願又は特許に係る処理を継続する旨等を定める。 当該期間の延長

### 12 相当な注意を払ったこと又は故意でないことが官庁により認定された場合の権利の回復 (第十二条)

の喪失を引き起こしたときは、 とを当該官庁が認めること等を条件として、 約国は、 自国の官庁に対する手続上の行為のための期間を出願人等が遵守せず、 出願人等が相当な注意を払ったにもかかわらず当該期間を遵守することができなかったものであるこ 当該出願又は特許に係る権利を回復する旨を定める。 その直接の結果として出願又は特許に係る権利

13

優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復

(第十三条)

五.

が、 することができなかったことを自国の官庁が認めること等を条件として、 る。 締約国は、 また、 その優先期間の満了の日の後である場合等において、 締約国は、 その旨の申請が自国の官庁にされること等を条件として、 先の出願に基づく優先権の主張を伴う出願又は当該主張を伴うことが可能であった出 出願人が相当な注意を払ったにもかかわらず当該優先期間内に後の出願を 出願に関する優先権の主張を訂正し、 優先権を回復する旨を定める。 願 又は追り (後の出 加する旨を定め 願 出願日

14 規則 (第十四条)

規則には、この条約の規定を実施するために有用な細目、 事務的な要件、 事項又は手続等に関する規定を設ける。

15 パリ条約との関係 (第十五条)

各締約国は、パリ条約の規定であって特許に関するものを遵守する。

特許協力条約の改正、修正及び変更の効果(第十六条)

16

議決で決定する場合には、この条約及び規則について適用する。 0) いては、 締約国等の法令と両立しない間は当該締約国等について当該規定が適用されない旨を定める同条約の規定は、 特許協力条約の改正、 適用しない。 修正又は変更であってこの条約の規定と両立するものは、 特許協力条約の改正され、 総会が投じられた票の四分の三以上の多数による 修正され、 又は変更された規定が同条約 この条約及び規則に

17 管理条項 (第十七条及び第十八条)

総会及び国際事務局について規定している。

最終条項(第十九条から第二十七条まで)

18

この条約の改正の手続、 締約国となるための手続、 効力発生、 留保、 廃棄、 言語、 署名、 寄託者等について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、 特許法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなっている。

この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

2

#### 参考之

- 1 採択 平成十二年六月一日 ジュネーブにおいて採択
- 2 効力発生 平成十七年四月二十八日
- 3 署名国 五十三箇国及び欧州特許機構

ニア、スペイン、スーダン、スワジランド、スウェーデン、スイス、トーゴ、トルコ、ウガンダ、英国、アメリカ合衆国、 モルドバ、モナコ、オランダ、ナイジェリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、スロベ アルジェリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カナダ、コートジボワール、クロアチア、キュー スラエル、イタリア、ケニア、大韓民国、キルギス、ラトビア、レバノン、リベリア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、 バ、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハイチ、ハンガリー、アイルランド、イ

### 締約国 平成二十七年二月一日現在ア、欧州特許機構

三十六箇国

4

アルバニア、アルメニア、オーストラリア、バーレーン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィ ア、セルビア、スロバキア、 ニア旧ユーゴスラビア共和国、 ンランド、フランス、ハンガリー、 スロベニア、 モルドバ、モンテネグロ、オランダ、ナイジェリア、オマーン、ルーマニア、ロシア、サウジアラビ アイルランド、カザフスタン、キルギス、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケド スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国、ウズベキスタン